



正しい申告と納税を 確定申告

町・県民税の申告、
所得税の確定申告はお早めに
申告・相談期間は2月16日(水)から3月15日(火)までです



昨年の確定申告

▼問い合わせ〓税務課町民税係

☎(32)8003

FAX(32)2585

確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間の所得と、それに対する税金などを自分自身で正しく計算し、翌年の2月16日から3月15日までに申告する制度のことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう(還付)場合の2つのケースがあり、事業を営む人のほかに、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確認、申告が必要な人は、早めに準備をお願いします。

また申告期間中は、会場が大変混雑しますので、早めの申告と納税をお願いします。



申告書は、自分で作成

申告書の書き方は、難しいものではありません。「確定申告の手引き」(豊田税務署、役場税務課、サンネット配布)を参考にしてくださいと、思ったより簡単に作成できます。ぜひご自分で作成をお願いします。

申告書は、郵送などでも可

申告期間中は、申告会場が大変混雑します。自分で作成した申告書は、郵送などで豊田税務署へ提出することができます。

▼郵送先〒471-8521

豊田市常盤町1-105-3

所得税の確定申告

【確定申告が必要な人】

① 給与所得者(サラリーマン)

サラリーマンは通常、年末調整により所得税は精算されるため、確定申告の必要はありませんが、次の人などは確定申告が必要です。

① 平成16年中の給与などの収入金額の合計が、2,000万円を超える人

② 1カ所から給与などの支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得の金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える人

③ 給与の支払いを2カ所以上から受けていて、年末調整を受けない従たる給与の収入

金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人

④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与などのほかに、貸付金の利子、店舗・工場や土地などの賃借料・機械・器具の使用料などの支払いを受けている人

② 年金を受給している人

① 国民年金・厚生年金などの公的年金などや生命保険などの私的年金を受け取っている、所得税が源泉徴収されている人(多くの場合、確定申告が必要となります)

② 公的年金などや私的年金を受け取っていて、所得税を源泉徴収されていない人(年金受給金額や配偶者控除などの有無により、確定申告が必要な場合があります)

③ 年金以外に収入のある人(障害年金や遺族年金などは、税金がかかりませんので、年金の収入金額に含める必要はありません)

■ 年金の収入金額による確定申告の必要の有無

年齢	配偶者の状況	申告が必要な収入金額
65歳以上 (昭和15年 1月1日以前生)	配偶者を扶養している (配偶者控除の適用を受ける場合)	268万円超
	配偶者を扶養していない (配偶者特別控除の適用を受けない場合)	228万円超
65歳未満 (昭和15年 1月2日以降生)	配偶者を扶養している (配偶者控除の適用を受ける場合)	151万円超
	配偶者を扶養していない (配偶者特別控除の適用を受けない場合)	108万円超

※上記金額はあくまで目安ですので、個人により違いがあります。

③ 個人の事業経営者など

所得の合計金額が所得控除の合計金額を超える人

④ 譲渡所得のあった人

土地や建物、そのほかの資産を売って利益を得た人

1 から4 共通

▼必要書類 源泉徴収票・本人名義の振込口座の分かるもの・印鑑・国民健康保険税など、申告者本人が支払った社会保険料で年間支払額が分かるもの・生命保険料控除証明書・損害保険料控除証明書・平成15年分の申告をした人は、確定申告書の控えなど

【確定申告をすると税金が戻る人】

確定申告をする必要がない人でも、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻る場合があります。この還付申告の場合、2月16日まで待たなくても、その年の1月1日以降5年以内ならば、いつでも申告できます。

① 住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入、または増改築した人

▼必要書類 住民票・家屋の登記事項証明書(登記簿謄本(抄本))・家屋の売買契約書の写し、または工事請負契約書の写し・土地のローンがある場合は、敷地の登記事項証明書(登記簿謄本(抄本))および売買契約書の写し・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書・増改築した人は、建築確認通知書の写し、検査済証の写し、ま

たは増改築等工事証明書

※役場申告会場での申告相談は行いません。

2 平成16年中の医療費の支払いが多額な人

平成16年中に支払った医療費の額から、保険金などで補てんされる金額を控除した金額が「10万円」、または「総所得金額等の5%」のいずれか小さい金額を超える場合に限り、医療費控除が受けられます。

なお「支払った医療費」とは、その年中に現実に支払った医療費をいいます。未払いとなっている医療費は、現実に支払われるまでは控除の対象になりません。また通常、サラリーマンの総所得金額等とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

▼必要書類 Ⅱ 医療費の領収書（支払い額は医療機関ごとに一覧表を作成すること）・保険などで補てんされる金額の分かるもの

3 災害や盗難などにあった人

▼必要書類 Ⅱ 被災証明書など（詳しくは、豊田税務署に事前に問い合わせ）

4 平成16年中に退職し、その後再就職していないため、年末調整を受けていない人

1 から 4 共通

▼必要書類 Ⅱ 源泉徴収票・本人名義の振込口座の分かるもの・印鑑・税務署から郵送された確定申告書がある場合は、その申告書

【このほか】

1 定率減税

平成16年分の所得税の定率減税額は、そ

の年分の所得税額の20%相当額（最高25万円）です。

2 パート収入

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は次のとおりです。

なお平成16年分以後の申告から、パート収入103万円未満の配偶者特別控除の適用は受けられません。

パートの収入	配偶者控除の適用	配偶者特別控除の適用	所得税の有無
103万円未満	受けられる	受けられない	かからない
103万円			
103万円超 141万円未満	受けられない	受けられる	かかる
141万円以上		受けられない	

町・県民税の申告

■申告が必要な人

平成17年1月1日現在、三好町内に住所があり、平成16年中に所得があった人

※特に国民健康保険に加入している人は、収入が遺族年金などの非課税所得のみの場合や無収入の場合でも、国民健康保険税の軽減を受けるために申告が必要です。

■申告の必要がない人

- ① 所得税の確定申告をした人
- ② 所得が給与所得か公的年金などで、勤務先から三好町に給与・公的年金等支払報告書が提出されている人

贈与税の申告

■申告が必要な人

平成16年中に、親やそのほかの個人から110万円を超える財産の贈与を受けた人

消費税・地方消費税の申告

消費税および地方消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸し付けおよび役務の提供に課税されます。

■申告が必要な人

- ① 平成14年分の課税売上高が3,000万円を超えた事業者
- ② 課税事業者を選択した事業者

振替納税の利用を

所得税や個人事業者の消費税および地方消費税の納税方法に、振替納税の制度があります。これは銀行などの預金口座から、振り替えによって納税を済ませるものです。この制度を利用すると、次の利点があります。

- ① あなたの預金口座から振替日に自動的に引き落とされるので、納期限の都度、わざわざ金融機関に出掛ける必要がなくなる

② しっかりと納期限を忘れても、自動的に

■平成16年分確定申告相談会場日程

月日	会場	申告相談				無料税務相談
		三好町役場	サンアート	豊田税務署	アイプラザ豊田 (小ホール)	アイプラザ豊田 (体育室)
2/1	火		住	□		
2	水		住	□		
3	木			□		
4	金			□		
5	土					年医
6	日					年医
7	月			□		
8	火		年医	□		
9	水			□		年医
10	木			□		
11	金					
12	土					
13	日					
14	月			□		
15	火			□		
16	水	△			◎	
17	木	△			◎	
18	金	△			◎	
19	土					
20	日				◎	
21	月	△◎			◎	
22	火	△◎			◎	
23	水	△			◎	
24	木	△			◎	
25	金	△			◎	
26	土					
27	日				◎	
28	月	△			◎	
3/1	火	△			◎	
2	水	△			◎	
3	木	△			◎	
4	金	△			◎	
5	土					
6	日					
7	月	△			◎	
8	火	△			◎	
9	水	△			◎	
10	木	△			◎	
11	金	△			◎	
12	土					
13	日					
14	月	△			◎	
15	火	△			◎	

※消費税の相談については、3月16日から31日までの間は豊田税務署で行います(土・日曜日、祝日を除く)。

【表中の記号説明】

- =給与所得者・年金受給者などの申告相談(還付のみ)
- ◎=所得税・消費税の相談
- △=給与所得者・年金受給者などの申告相談
- 住=住宅借入金等特別控除説明会(受付時間9:00~9:30、13:00~13:30)
- 年=年金受給者説明会(受付時間9:30~10:00)
- 医=医療費控除説明会(受付時間13:00~13:30)

引き落とされるため、余分な延滞税を支払うことがなくなる

▼申し込み3月15日(火)消費税は3月31日(木)までに、預金口座振替依頼書(豊田税務署・金融機関・確定申告期間中は各申告会場で配布)に必要な事項を記入し、豊田税務署、または金融機関へ直接。確定申告期間中は、各申告会場でも申し込み可

▼口座振替日2次のとおり

申告所得税:4月19日(火)

消費税および地方消費税:4月26日(火)

※町・県民税の納税についても振替納税をすることができます。詳しくは役場税務課収納係へお尋ねください。

農業所得金額の送付の廃止について

平成16年分の確定申告から露地野菜や花き、果樹および茶畑などの農業所得標準による申告が、また平成18年分の確定申告からは水稲および転作田などの農業所得標準による申告が廃止となります。このため、従来行ってきた各農家への耕作面積の調査および参考金額のお知らせは、平成16年分より送付しません。

今後は収支計算による申告となりますので、収支計算ができるよう、出荷伝票や納品書の控えおよび経費の領収書などを保存、記帳しましょう。

国税庁のホームページから
所得税の確定申告書が作成できます
アドレスは <http://www.nta.go.jp>

国税庁のホームページにアクセスして「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成。カラープリンターで出力し、そのまま添付書類とあわせて税務署へ提出できます。対話型の入力方式で、計算は自動。簡単に申告書を作成できますので、皆さんぜひご利用ください。

なお申告内容によってはご利用いただけない場合もありますので、詳しくはホームページをご覧ください。



特集

町・県民税の申告、所得税の確定申告はお早めに

申告・相談期間は2/16(水)～3/15(火)

■申告会場のご案内

◆三好町役場税務課窓口	問い合わせ ☎ (32)8003 FAX(32)2585
対 象 町県民税の申告が必要な人（所得税の確定申告をした人は除きます）	
▶とき＝3月15日(火)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)	
▶受付時間＝午前8時30分から午後5時まで	
▶ところ＝三好町役場西館1階税務課窓口	

◆三好町役場申告会場	問い合わせ ☎ (32)8003 FAX(32)2585
対 象 給与所得者・年金受給者などの還付申告および申告相談など	
▶とき＝2月16日(水)から3月15日(火)まで(土曜日・日曜日を除く)	
▶受付時間＝午前8時45分から11時までと午後1時から4時まで (混雑状況により、午前中に受け付けしても、相談が午後になる場合があります)	
▶ところ＝三好町役場東館3階研修室	
※次に当てはまる人の相談は役場では受け付けていませんので、それぞれの相談場所をご利用ください。 住宅借入金等特別控除のある人…アイプラザ豊田、譲渡や贈与のあった人…豊田税務署	
※2月21日(月)・22日(火)の2日間は、税務署員が相談に応じますので、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、消費税の申告が必要な人などの申告も受け付けます。	

◆アイプラザ豊田（豊田勤労福祉会館）	問い合わせ 豊田税務署 ☎ 0565(35)7777
対 象 給与所得者・年金受給者などの還付申告、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、譲渡や贈与のあった人、消費税の申告が必要な人および申告相談など	
▶とき＝2月16日(水)から3月15日(火)まで (土曜日・日曜日を除く。ただし2月20日(日)・27日(日)は受け付けをします)	
▶開設時間＝午前9時から正午までと午後1時から5時まで	
▶そのほか＝贈与税の申告期間は、2月1日(火)から3月15日(火)まで。消費税の申告期間は、3月31日(木)まで (所得税の確定申告期間中はアイプラザ豊田で、それ以外は豊田税務署で申告ができます)	
▶住所＝豊田市錦町1-21	
※所得税の確定申告期間中、豊田税務署庁舎では申告相談を行っていませんのでご注意ください。	

給与所得者・年金受給者で還付申告する人、所得が年金のみの皆さんへ

還付申告の場合、または所得が年金のみの人は、確定申告期間前に申告することができます。
確定申告期間になると、大変混雑が予想されますので、ぜひこの期間をご利用ください。

◆サンアート

- ①年金受給者説明会
▶とき＝2月8日(火)の午前9時30分から10時までに受け付け
- ②医療費控除説明会
▶とき＝2月8日(火)の午後1時から1時30分までに受け付け

◆豊田税務署

- ▶とき＝2月15日(火)まで(土・日曜日・祝日を除く)の午前9時から正午までと午後1時から5時まで
- ▶内容＝還付申告であればいずれも可

◆アイプラザ豊田（豊田勤労福祉会館）

- ①住宅借入金等特別控除説明会
▶とき＝2月3日(木)から8日(火)まで(土・日曜日を除く)の午前9時から9時30分までと午後1時から1時30分までに受け付け
- ②年金受給者説明会
▶とき＝2月5日(土)・6日(日)・9日(水)の午前9時30分から10時までに受け付け
- ③医療費控除説明会
▶とき＝2月5日(土)・6日(日)・9日(水)の午後1時から1時30分までに受け付け

豊田市内の会場案内図

